

事業者のみなさまへ

事業系ごみ 適正処理の手引き

◆ ごみ減量・リサイクルへのご協力をお願いします ◆

もくじ

❀ はじめに

- 1 事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第一歩は、4Rを知ること！・・・・・・・・・・ 1
- 3 事業系ごみとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 産業廃棄物とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 事業系一般廃棄物とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 リサイクル（再生利用）のすすめ・・・・・・・・ 6
- 7 事業系ごみの処理の流れ・・・・・・・・・・・・ 7
- 8 廃棄物の処理委託の注意点・・・・・・・・・・・・ 8
- 9 事業者が行う報告について・・・・・・・・・・・・ 10
- ❀ 事業系ごみの分別早見表・・・・・・・・・・・・ 11
- ❀ お問い合わせ先・業者一覧・・・・・・・・・・・・ 13
- ❀ 事業系ごみに関する Q & A



そのゴミ、分別したら、
リサイクルできるかも！



環境政策課



はじめに

私たちを取り巻く環境は、年々大きく変化しています。日本では、「大量生産・大量消費・大量廃棄」による環境負荷を軽減するため、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）及び廃棄物の適正処分等の基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」が平成 12 年に制定され、各種リサイクル法による個別物品の特性に応じた規制が行われています。

近年、プラスチックごみによる海洋汚染対策が国際的な課題となっており、国内ではプラスチック資源循環戦略の策定を受け、レジ袋有料化の全国一律での実施など、事業者の果たす役割は大きくなってきています。

本市では、事業系ごみの再生利用及び適正処理を推進するため、2020 年 4 月から事業所から排出される缶類、びん類、ペットボトルの排出区分及び処理方法の適正化を実施しています。

事業者の皆さまには本手引きをご活用いただき、ごみの減量・分別・再資源化の取り組み・適正処理の確認等、環境に配慮した事業運営を通して、資源循環型社会構築へのご協力をお願いします。

（沖縄県が作成している「産業廃棄物適正処理ガイドブック」も併せてご活用ください。）

用語の説明

この手引きにおいて使用する用語の意味は下表のとおりです。

循環型社会形成推進基本法	循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)
廃棄物処理法又は法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
法施行令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)
条例	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成 5 年那覇市条例第 15 号)
規則	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則(平成 5 年那覇市規則第 19 号)
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)



1 事業者の責務

事業者の責任として、次のような事項が義務付けられています。

1. 事業活動に伴って生じたごみを、自らの責任において適正に処理する。
2. ごみの再生利用等を行うことにより、その減量に努める。
3. ごみの減量、その他ごみの適正な処理の確保等に関し国及び地方自治体の施策に協力する。

ごみが事業所から運ばれた後も、処理責任はごみを排出した事業者にあります。

ごみの処理（収集運搬及び処分）を委託する場合は、廃棄物の区分ごとに収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託するとともに、事業所から出るごみの種類、排出量、処理方法などを把握してください。

2 第一歩は、4 R を知ること！

1. リフューズ（Refuse いらないものは断る）

まずは、過剰に購入している物品等がないか、社内の見直しをしてみましょう。

（例）オフィスや工場で使う文具や資材等の購入量を必要最低限にする。

2. リデュース（Reduce 発生抑制）

そして、ごみが出ないような工夫をしましょう。

（例）使い捨て製品の見直し／レジ袋有料化・マイバック持参への特典付与
簡易包装の推進／**食べ残し・余剰食品の削減**／**生ごみの水切りの徹底**

3. リユース（Reuse 再使用）

修理、部品交換、洗浄などにより、繰り返し使えるものを増やしましょう。

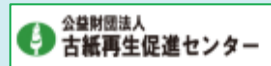
（例）リターナブル容器の導入／レンタルやリースの利用

4. リサイクル（Recycle 再生利用）

資源ごみを徹底して分別し、処分ではなく資源化を図りましょう。

（例）**雑がみの分別を徹底し、リサイクルする。（燃やすごみに混ぜない！）**
各種リサイクル法を順守する。（家電、食品、建設廃棄物等）

おすすめコンテンツ



環境にやさしい事業のあり方を考えてみませんか。

ごみを減らす取り組みは、事業者にとっても大きなメリットがあります。



環境負荷の軽減

ごみの処理（収集運搬、焼却、埋立）に伴い発生する CO₂ などが減り、環境負荷を低減することができます。



企業のイメージアップ

近年は環境への関心や意識が高まっています。ごみの減量化・資源化の取り組みは企業のイメージアップにつながります。



コストの削減

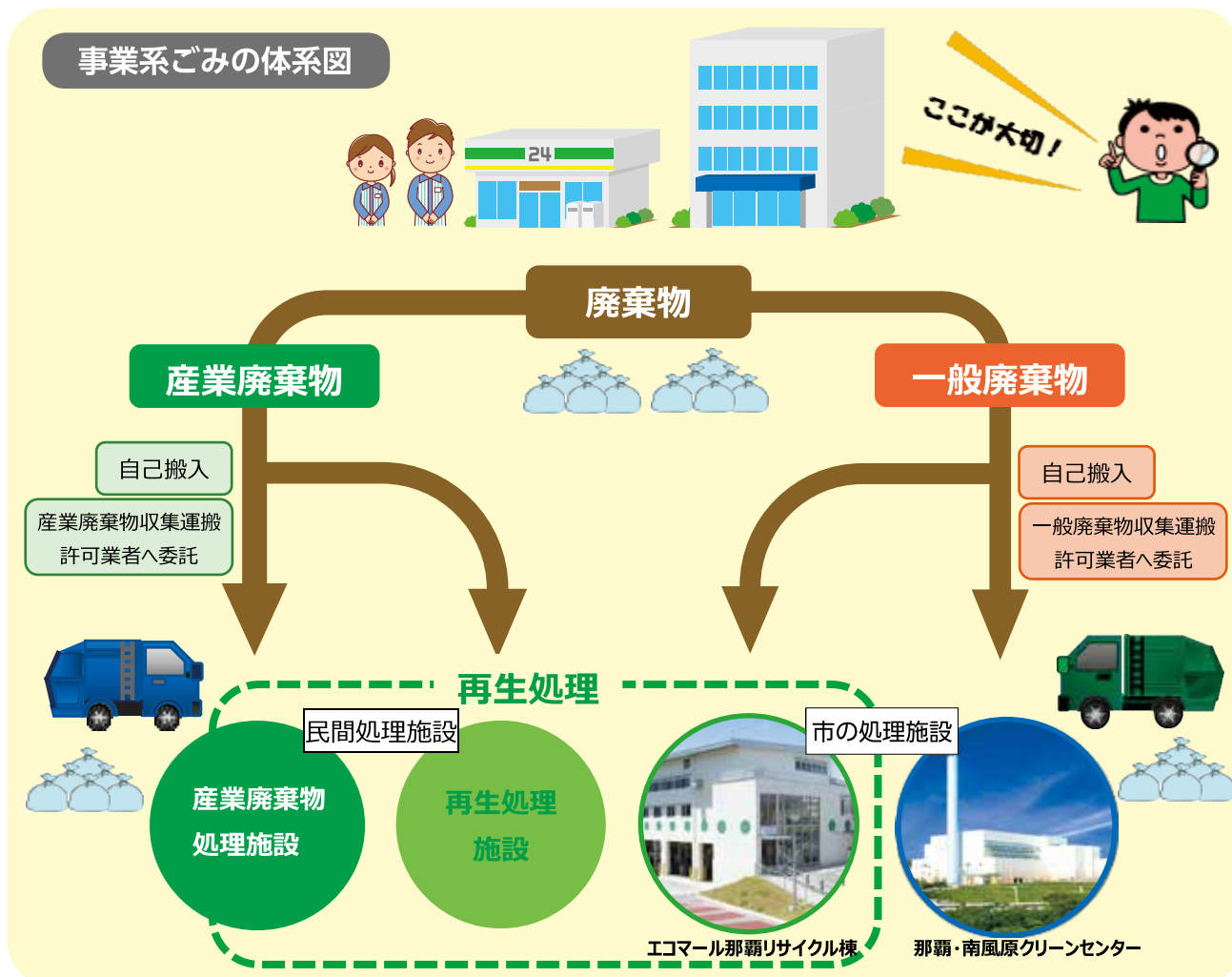
ごみ処理費用は、事業活動の必要経費です。
ごみを減らすことで、経費の削減が期待できます。

3 事業系ごみとは？

事業活動に伴って生じたごみは、「**事業系ごみ**」といい、一般家庭から排出されるごみとは異なる方法で処理されます。事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所等の営利を目的とする活動だけでなく、官公署等が行う公共サービスや病院、学校、社会福祉施設、自治会、ボランティア団体等の活動も含まれます。

従業員の生活活動（飲食等）に伴って生じたごみや、製造、流通、販売等の本来の事業以外で臨時的に発生するごみも事業系ごみになります。事業系ごみは大きく分けて**産業廃棄物**と**一般廃棄物**に区分され、それぞれ適正な処理方法が定められています。

事業系ごみの中には、**分別することで資源化できるもの**も含まれています。



※ 産業廃棄物、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものについては、それぞれ特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物に該当します。

これらの廃棄物は特に注意して取り扱う必要があります。詳しい処理方法などについては市にお問い合わせください。



自宅に店舗や事務所がある場合は、「家庭から出るごみ」と「事業から出るごみ」を分ける必要があります。



家庭から出るごみと同じような性状のものであっても、**事業系ごみを家庭ごみとして出すことはできません。**少量の場合も同様です。このような行為は排出量に関係なく不法投棄とみなされます。（Q & A 4）



産業廃棄物は、市の処理施設に搬入できません！

4 産業廃棄物とは？

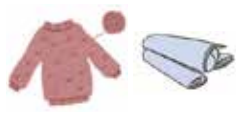
事業活動（公共事業等の非営利活動を含む）に伴って排出されるごみのうち、廃棄物処理法及び法施行令で定められた **21 種類**の区分に該当するものを産業廃棄物といいます。

（表 1）産業廃棄物の分類

あらゆる事業活動から発生するもの	①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
特定の事業活動から発生するもの※1	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず（天然繊維） ⑯動植物性残渣 ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
⑳上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの。	
㉑輸入された廃棄物	

産業廃棄物

（図 1）産業廃棄物の種類（具体例）

あらゆる事業活動に伴うもの	①燃えがら  石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残渣等	②汚泥  グリーストラップ、工場排水や製造工程で排出される泥状のもの	③廃油  鉱油性油、動植物性油、潤滑油、洗浄油等	④廃酸  廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液等	⑤廃アルカリ  すべてのアルカリ性の廃液	⑥廃プラスチック類  合成樹脂くず、合成繊維くず、固形状・液状のすべての合成高分子化合物
	⑦ゴムくず  生ゴム、天然ゴムくず等	⑧金属くず  鉄を主成分とする金属材料、又は、非鉄金属等	⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず 	⑩鉱さい  高炉、転炉、電気炉の残渣等	⑪がれき類  工作物の新築、改築、又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、レンガ破片等	⑫ばいじん  工場の排ガスを処理して発生したばいじん
	⑬紙くず  建設業、出版業、新聞業、製本業等から排出されるもの	⑭木くず  建設業、木材製造業、家具製造業等から排出されるもの、貨物用パレット等	⑮繊維くず（天然繊維）  建設業、繊維工場等から排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	⑯動植物性残渣  食料品、医薬品、香料製造業から排出される動植物に係る固形状の不要物	㉑輸入された廃棄物  航行廃棄物、携帯廃棄物を除く	
⑰動物系固形不要物  解体処理又はと殺された牛、豚、鳥等の処理不要物	⑱動物のふん尿  畜産農業から排出される牛、豚、鳥等のふん尿	⑲動物の死体  畜産農業から排出される牛、豚、鳥等の死体	⑳産業廃棄物を処分するために処理したもの 			
それ以外のもの						

※1 それぞれ該当する業種は以下のとおり。

- ⑬紙くず：建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）製本業、印刷加工業
- ⑭木くず：建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、木材及び木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業、貨物流通用の木製パレットを使用する業種
- ⑮繊維くず（天然繊維）：建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）
- ⑯動植物性残渣：食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
- ⑰動物系固形不要物：と畜場、食鳥処理場
- ⑱動物のふん尿：畜産農業
- ⑲動物の死体：畜産農業

5 事業系一般廃棄物とは？

事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物（表１）に該当しないごみを、便宜的に「事業系一般廃棄物」といいます。

（表２）事業系一般廃棄物の分類

ごみの種類			搬入先	受入基準
①	燃やすごみ	資源化できない紙 ^(注1) 生ごみ ^(注2) 木製品 ^(注3)	那覇・南風原 クリーンセンター	●適正に分別されていること。 ●産業廃棄物及び不適物の混入がないこと。
②	資源化物	古紙類 ^(注1) 草木 ^(注3)	民間の 再生処理施設	●適正に分別されていること。 ●処理施設が指定する条件を遵守すること。

（図２）事業系一般廃棄物の種類（具体例）

① 燃やすごみ

【市の処理施設】



那覇・南風原クリーンセンター

汚れた紙くず 紙コップ 合成紙 写真

感熱紙(ファックス用紙) ノンカーボン紙 ビニールコート紙

※その他(リサイクルできない紙類)

資源化できない紙^(注1)

※水気は、しっかり切りましょう。

生ごみ^(注2)

木製品^(注3)

●従業員の生活活動に伴い排出される「弁当がら、お菓子の包装紙(ビニール製)、カップ容器等」に限り、一般廃棄物として排出することができます。

② 資源化物

【民間の再生処理施設】



処理業者一覧
※13ページ参照



●資源化可能な「古紙」及び「草木」は、那覇・南風原クリーンセンターへ「燃やすごみ」として搬入することを禁止しています。

古紙類^(注1) R

種類ごとに分別ボックスを用意しましょう。

雑誌・雑がみ 機密文書 新聞紙 段ボール OA紙

金具を取る（「雑がみ」の例）

金具をはがす

取っ手をはずす

金具をはがす

カレンダー・ポスター メモ用紙 空箱 封筒・紙袋 ファイル・個別フォルダ

名刺 包装紙 冊子類 パンフレット・チラシ 商品 POP ビールの包み紙

草・木^(注3) R

草・木(枝)だけで、出しましょう。

お願い

○「雑がみ」は再資源化できます。燃やすごみに入れず、分別して資源化物として排出するようお願いします。



（注１）建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものは、産業廃棄物に該当します。

（注２）食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物は、産業廃棄物に該当します。

（注３）建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品貸付業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルがしみ込んだものは、産業廃棄物に該当します。

① 缶類・びん類・ペットボトルは、産業廃棄物として処理してください。

事業活動に伴い排出される「缶類・びん類・ペットボトル」は、産業廃棄物です。市の資源化施設「エコマル那覇リサイクル棟」へは**搬入できません**。ただし、従業員の生活活動（昼食等）で消費した飲料容器の場合、市の受入基準に適合している物は、生活ごみに準じ、一般廃棄物として受け入れられるものとします。

区分	市の受入基準	
	共通の基準	区分毎の基準
① 飲料用の缶	■中身が入っていないこと ■不適物が入っていないこと ■区分毎（缶、びん、ペットボトル）に分けられていること	
② 飲料用のびん		■無色、茶色、その他の色に分けられていること ■キャップが取られていること
③ 飲料用のペットボトル		■キャップとラベルが取られていること

！缶類、びん類、ペットボトルは、きれいに分別することで再資源化でき、事務処理の簡略化や処理経費の削減にもつながります。

分別や処理方法（参考例）



分別方法

- ◆缶以外のものを混入しない。
- ◆処理委託契約に応じて、スチール缶とアルミ缶を分ける。
- ◆キャップは取りはずし、缶類又は廃プラスチックとして分別する。
- ◆処理委託契約に応じて、リターナブルびんとワンウェイびんに分ける。
- ◆処理委託契約に応じて、キャップ、ラベル、ボトルを分別して出す。

処理方法

- ◆一般的にリサイクル業者等で買い取りされている物は、処理業者の施設へ直接持ち込みする方法があります。（例：缶類、リターナブルびん）
なお、収集運搬を委託する場合は、適正な委託契約を締結するようお願いします。
- ◆処理費用がかかる物（ワンウェイびん）は、排出事業者が産業廃棄物処理施設へ直接持ち込みする方法、又は、**※産業廃棄物処理業者**へ処理を委託する方法があります。
※問い合わせ先・業者一覧をご参照下さい。
- ◆自動販売機を設置している場合は、飲料容器の回収等について、ベンダー（自動販売機の取り扱い業者等）と相談し、適正に処理するようお願いします。
- ◆卸売業者又は小売業者により下取り回収されている場合は、同業者と相談し、引き続き適正に処理するようお願いします。

② 一般廃棄物と産業廃棄物は分別してください。

一般廃棄物と産業廃棄物は、処理方法・処理単価・処理の委託契約内容等が異なります。ごみ箱やごみ置き場（保管庫）は、ごみの区分や種類毎に分け、適正に処理できるよう管理しましょう。

ごみ箱・ごみ保管庫（参考例）

事務所内

しっかり分別意識を持てるよう表示を工夫しましょう！



従業員の生活活動（昼食等）に伴う飲料容器は一般廃棄物です。

共用部分

施設利用者にも分かりやすい表示を工夫しましょう！



施設利用者が捨てた飲料容器は産業廃棄物です。（紙容器は一般廃棄物）

ごみ保管庫

種類ごとに分けて保管しましょう！



空間を利用して棚を設置し、分かりやすく分別表示する。

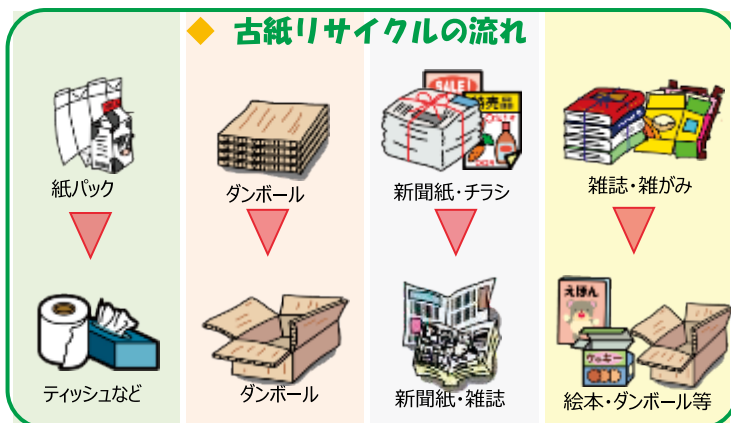
6 リサイクル（再生利用）のすすめ 「再生処理業者」p13 参照

事業系ごみの中には、古紙類・缶類・びん類・ペットボトル・厨芥類（生ごみ）・剪定枝等、再生利用できるものが含まれています。分別することでごみの減量化が図れます。ただし、再生処理には処理経費がかかる場合があります。また、市のリサイクル施設では受け入れできません。

① 古紙

汚れていない紙類は、再生処理され種類毎に**新しい紙製品に生まれ変わります**。資源化できる紙の種類や出し方については、再生処理施設毎に異なるので、契約している収集運搬業許可業者又は「**古紙業者**」などに相談・確認してください。

段ボール以外の古紙類（OA 紙、雑誌み）も資源化できますので、取り組みをお願いします。



【実際のごみの状況】
リサイクルできる古紙が、燃やすごみに混ざっています。

② 厨芥類（生ごみ）

食品残渣（調理くず、食べ残し、賞味期限切れ等）は、再生処理施設で処理することにより飼料や堆肥として再生利用することができます。



③ 草・木

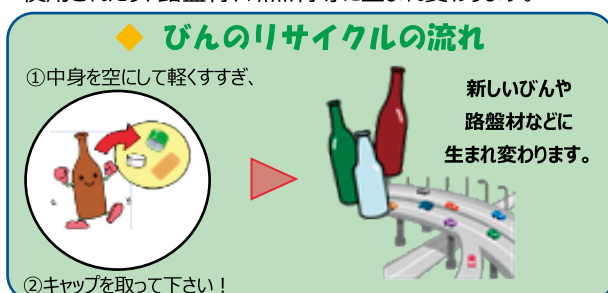
事業所等から排出される「草・木」は、那覇市の資源化施設では受け入れていません。草木再生処理業者に処理を委託するようお願いします。



④ びん

「リターナブルびん」は、繰り返し使えるびんです。

「ワンウェイびん」は、色別に細かく碎かれ、びんの原料として使用されたり、路盤材、断熱材等に生まれ変わります。



⑤ ペットボトル

ペットボトルは、きれいに洗われた後に細かく碎かれ、さらに必要な加工がなされてから、もう一度「ペットボトルの原料」や「ペットボトル以外の製品の原料」として使用されます。



7 事業系ごみの処理の流れ ※処理を委託する場合



8 廃棄物の処理委託の注意点

① 事業系ごみを処理委託する際の注意点

事業系ごみの処理を委託する際は以下のことを確認してください。

全ての事業系ごみに関する事項

- ☐ 処理を委託する廃棄物の区分（産業廃棄物又は一般廃棄物）に応じた許可を受けている業者を選定する。
- ☐ 許可証を確認する。
※有効期限、許可の種類（収集運搬・処分）、許可された廃棄物の種類等
- ☐ 複数の業者から見積もりを取り、**適正処理を最優先して処理料金を検討**すること。
- ☐ 自社の廃棄物が、処理施設の「受入れ基準」に適合するか確認すること。※適正処理困難物ではないか等。

（県又は市）

産業廃棄物
収集運搬業
許可証

★要確認！
廃棄物の種類
有効期限

（県又は市）

産業廃棄物
処分業
許可証

★要確認！
廃棄物の種類
有効期限

（市）

一般廃棄物
収集運搬業
許可証

★要確認！
廃棄物の種類
有効期限

産業廃棄物に関する事項

- ☐ 委託先の処理施設や保管場所などを視察し、適正な処理能力を有するか（廃棄物の処理が停滞していないかなど）現地確認に努めること。
- ☐ 「収集運搬業者」及び「処分業者」それぞれと、**書面による契約を締結**すること。ただし、収集運搬と処分を同一の業者へ委託する場合は「排出事業者と収集運搬・処分業者」の1本の2者間契約を締結してもよい。
- ☐ 委託契約書には、許可証の写しを添付すること。
- ☐ 委託契約書の保存期間を確認すること。**※5年間保存する必要があります。**

一般廃棄物に関する事項

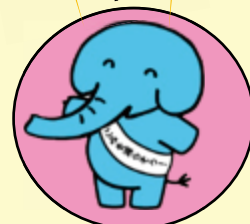
- ☐ 適正処理を担保し、トラブル等を回避するため、「収集運搬業者」と出来る限り書面による契約を締結すること。
- ☐ 廃棄物の処分先が那覇・南風原クリーンセンター以外の場合は、収集運搬業者が処分先（ごみを降ろす場所）を所管する自治体の許可を受けているかを確認すること。

ごみ減量と適正処理のポイント！

ごみを減らし、適正処理を推進するためには、排出段階での分別が必要不可欠です。
事業者のみなさま、次の分別手法を参考に、ごみ減量への取り組みをお願いします。

- Step① リユース（再使用）できる物と廃棄する物を分別する。
- Step② 廃棄する物を産業廃棄物と一般廃棄物に分別する。
- Step③ 産業廃棄物（一般廃棄物）のうち、再資源化できる物を分別する。
- Step④ 産業廃棄物を処理の区分ごとに分別する。
（どうしても分別できない物は混合廃棄物として処理を委託する。）

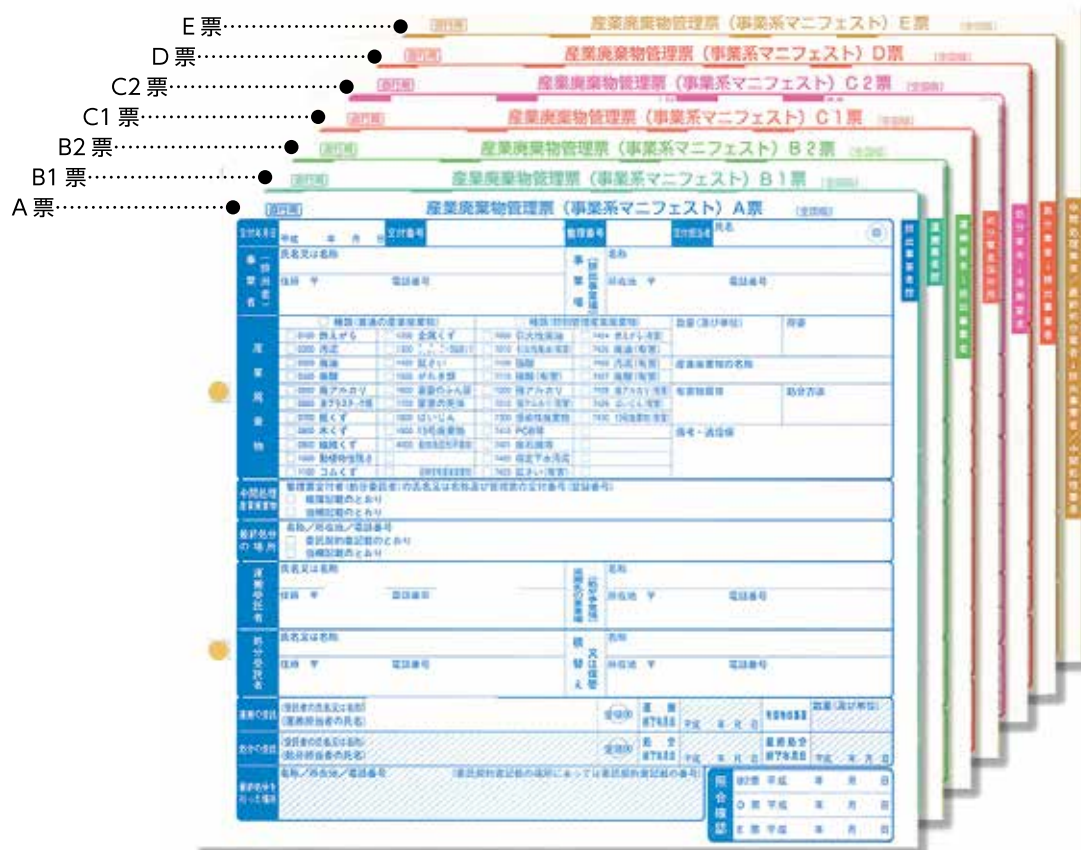
正しく分別して、
適正に処理しましょう！



② 産業廃棄物を排出する際の管理票（マニフェスト）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）とは、排出事業者が、ごみの処理の流れを把握するため、収集運搬又は処分業者に対して交付するものです。排出事業者は、産業廃棄物の引渡しの際に、マニフェストを交付する必要があります。ただし、再生利用される缶類、びん類はマニフェストの交付の義務を負いません。※詳しくはウラ表紙を参照。

紙マニフェスト （一社）沖縄県産業資源循環協会などで販売されています。（☎ 098-878-9360）



各票の役割

- A 票… **排出事業者 保存用**
- B1 票… 運搬受託者の控え
- B2 票… 運搬受託者 ⇒ 排出事業者（運搬終了を確認）※**排出事業者 保存用**
- C1 票… 処分受託者の保存用
- C2 票… 処分受託者 ⇒ 運搬受託者（処分終了を確認）※**運搬受託者 保存用**
- D 票… 処分受託者 ⇒ 排出事業者（処分終了を確認）※**排出事業者 保存用**
- E 票… 処分受託者 ⇒ 排出事業者（最終処分終了を確認）※**排出事業者 保存用**

マニフェスト： **5年間保存**

紙マニフェストを交付した事業者は、翌年度に、市へ報告が必要となります。（10 ページ参照）。

電子マニフェスト （公財）日本産業廃棄物処理振興センター 情報センターをご活用ください。



情報センター「JWNET」 ☎ 0800-800-9023

URL <http://www.jwnet.or.jp>

こちらの QR コードから、「JWNET」のホームページが確認できます。→



9 事業者が行う報告について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した排出事業者や大規模事業所等の管理者は、（表 3・4）のとおり市に報告書を提出する義務があります。

① 産業廃棄物

（表 3）産業廃棄物の処理に係る報告書の種類

提出書類			様式番号	対象事業者	報告期限
(1)	産業廃棄物管理票交付等状況報告書		第3号	産業廃棄物管理票を交付した事業者	翌年度 6月30日まで
	関係 法令	法第12条の3第7項 法施行規則第8条の27			
(2)	産業廃棄物処理計画書		第2号-8	産業廃棄物の発生量が 1,000トン以上の事業者	
	関係 法令	法第12条第9項 法施行規則第8条の4の5			
(3)	産業廃棄物処理計画実施状況報告書		第2号-9		
	関係 法令	法第12条第10項 法施行規則第8条の4の6			
(4)	特別管理産業廃棄物処理計画書		第2号-13	特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業者	
	関係 法令	法第12条の2第10項 法施行規則第8条の17の2			
(5)	特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書		第2号-14		
	関係 法令	法第12条の2第11項 法施行規則第8条の17の3			

② 事業系一般廃棄物

（表 4）一般廃棄物の処理に係る報告書の種類

提出書類			様式番号	対象事業者	報告期限
(1)	一般廃棄物減量化計画書		第9号	規則第13条に規定する大規模事業所等 (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第2条第1項に規定する特定建築物 (2) 500平方メートルを超える大規模小売店舗等 (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院 (4) その他市長が指定する事業所又は建築物	翌年 2月末日まで
	関係 法令	条例第25条 規則第14条			
	(2)	一般廃棄物管理責任者選任・解任届			第10号
関係 法令		条例第25条 規則第14条			
(3)		特別管理一般廃棄物処理状況報告書		第12号	特別管理一般廃棄物を排出した事業者 (医療機関等)
	関係 法令	規則第16条			

【お問い合わせ】

那覇市環境部 環境政策課

産業廃棄物グループ / 一般廃棄物グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 7階

電話 098-951-3231 FAX 098-951-3230

※様式等は、那覇市ホームページからダウンロードできます。

那覇市環境部
お困りごとあれば、



ごみ分別早見表

産 廃 産業廃棄物

一 廃 一般廃棄物

資 源 再生利用可能な廃棄物

※廃プラスチック類は、「廃プラ」と記載しています。

50音	名称	区分	種類	備考
あ ろ	空き缶類	産 廃 資 源	金属くず	
	空きびん類	産 廃 資 源	ガラスくず	
	アクリル板	産 廃	廃プラ	
	アルミサッシ	産 廃	金属くず	
	衣装ケース (プラスチック製)	産 廃	廃プラ	
	一斗缶	産 廃 資 源	金属くず	
	椅子 (事務用)	産 廃	廃プラ 金属くず	木製の場合は一廃 (燃やすごみ)
	椅子 (木製)	一 廃	木製粗大 (燃やすごみ)	家具・木製品製造業から排出される場合は産廃
	インカートリッジ	産 廃	廃プラ	
	植木鉢 (プラスチック製)	産 廃	廃プラ	
	植木鉢 (陶磁器製)	産 廃	ガラスくず	
	エンジンオイル	産 廃	廃油	
	えんぴつ	一 廃	燃やすごみ	
	塩化ビニル管	産 廃	廃プラ	
	O A 紙	一 廃 資 源	資源化物	機密書類を含む
	お菓子の紙箱・包装紙	一 廃 資 源	資源化物	汚れたもの・防水加工されたものは燃やすごみ
か こ	傘	産 廃	廃プラ 金属くず	
	カセットコンロ	産 廃	廃プラ 金属くず	
	カセットテープ	産 廃	廃プラ	
	カセットボンベ	産 廃 資 源	金属くず	中身を使い切ること
	カッターナイフ	産 廃	廃プラ 金属くず	
	花瓶 (ガラス・陶磁器製)	産 廃	ガラスくず 陶磁器くず	
	壁紙	産 廃	廃プラ	建設業以外から排出される場合は一廃
	紙くず (リサイクル出来るもの)	一 廃 資 源	資源化物	建設業、出版業、新聞業、製本業等から排出される場合は産廃
	紙くず (リサイクル出来ないもの)	一 廃	燃やすごみ	建設業、出版業、新聞業、製本業等から排出される場合は産廃
	紙袋	一 廃 資 源	資源化物	ビニールコートされているものは燃やすごみ
	紙パック (牛乳パック)	一 廃 資 源	資源化物	特殊防水加工されているものは燃やすごみ
	カミソリ	産 廃	廃プラ 金属くず	
	ガラス製品	産 廃	ガラスくず	
	瓦	産 廃	陶磁器くず	
	乾燥機 (業務用)	産 廃	廃プラ 金属くず	家庭用に製造されているものは家電リサイクル法対象です
	記憶メディア (CD・DVD・USBなど)	産 廃	廃プラ 金属くず	
	金庫	産 廃	廃プラ 金属くず	
	金属製品	産 廃	金属くず	
	クーラー (業務用)	産 廃	廃プラ 金属くず	家庭用に製造されているものは家電リサイクル法対象です
	草・木	一 廃 資 源	資源化物	建設業、木材・木製品製造業等から排出される場合は産廃

50音	名称	区分	種類	備考
靴 (天然皮革、天然繊維)	靴 (天然皮革、天然繊維)	一 廃	燃やすごみ	繊維工業、建設業から排出される場合は産廃
	靴 (合成繊維製)	産 廃	廃プラ	
	クリアファイル	産 廃	廃プラ	
	蛍光灯	産 廃	ガラスくず 金属くず 廃プラ	水銀含有廃棄物
	結束バンド	産 廃	廃プラ	
	小型家電製品 (電話機、電卓等)	産 廃	廃プラ 金属くず	
	ゴム製品 (天然ゴム製)	産 廃	ゴムくず	
	ゴム製品 (合成ゴム製)	産 廃	廃プラ	
	コンクリート破片	産 廃	コンクリートくず	工作物の新築・改築・除去に伴う場合は「がれき類」
さ そ	作業服 (合成繊維)	産 廃	廃プラ	
	雑がみ (封筒、付箋、包装紙など)	一 廃 資 源	資源化物	汚れたもの・防水加工されたものは燃やすごみ
	雑誌	一 廃 資 源	資源化物	
	シュレッダーくず	一 廃 資 源	資源化物	古紙業者へお問い合わせ下さい
	C D (記憶メディア)	産 廃	廃プラ	
	自転車	産 廃	廃プラ 金属くず	
	写真	一 廃	燃やすごみ	
	シャープペンシル	産 廃	廃プラ	
	シャープペンシルの芯	一 廃	燃やすごみ	
	充電器	産 廃	廃プラ 金属くず	
	消火器 (国内製造)	産 廃	金属くず 廃プラ ※消火剤は一廃	お問合せ (株)オカノ ☎098-867-1633
	新聞紙	一 廃 資 源	資源化物	
	スタンプ・朱肉	産 廃	金属くず 廃プラ 廃油 (顔料・アルカリ)	塗料の状態 (油性・水性／液状・固形状) によって判断
	ストーブ	産 廃	廃プラ 金属くず	
	ストロー	産 廃	廃プラ	
	スプレー缶	産 廃	金属くず	
	スポンジ	産 廃	廃プラ 廃酸 廃アルカリ	乾いている場合は、廃プラ
	スリッパ (合成ゴム製)	産 廃	廃プラ	
	生花	一 廃	燃やすごみ	
	石けん	産 廃	廃油	
	接着剤	産 廃	廃プラ	
	洗濯機 (業務用)	産 廃	廃プラ 金属くず	家庭用に製造されているものは、家電リサイクル法対象です
た と	体温計 (水銀使用製品)	産 廃	ガラスくず 金属くず	水銀含有廃棄物
	体温計 (デジタル式)	産 廃	廃プラ 金属くず	
	台車	産 廃	廃プラ 金属くず	
	タイヤ	産 廃	廃プラ	
	タイヤのホイール	産 廃	金属くず	

ごみ分別早見表

産 廃 産業廃棄物

一 廃 一般廃棄物

資 源 再生利用可能な廃棄物

※廃プラスチック類は、「廃プラ」と記載しています。

50音	名称	区分	種類	備考
た と	畳表（合成繊維）	産 廃	廃プラ	天然井草は一廃（燃やすごみ）
	畳床（化学床）	産 廃	廃プラ	わら床は一廃（燃やすごみ）
	たばこ（吸い殻）	一 廃	燃やすごみ	
	段ボール	一 廃 資 源	資源化物	ビニールコートされているものは燃やすごみ
	机（スチール製）	産 廃	金属くず	
	机（木製）	一 廃	木製粗大 （燃やすごみ）	家具・木製品製造業は産廃
	D V D	産 廃	廃プラ	
	テレビ （コインボックス内蔵型テレビ）	産 廃	廃プラ 金属くず	家庭用に製造されているものは家電リサイクル法対象です
	電気コード	産 廃	廃プラ 金属くず	
	電球	産 廃	ガラスくず 金属くず	
	電池	産 廃	汚泥 金属くず	
	陶磁器製品	産 廃	陶磁器くず	
	トタン	産 廃	金属くず	
	塗料（固形）	産 廃	廃プラ	
	塗料（液状・水性）	産 廃	廃プラ 廃酸 廃アルカリ	
	塗料（液状・油性）	産 廃	廃油 廃プラ	
な の	長靴（合成ゴム）	産 廃	廃プラ	
	なべ	産 廃	金属くず	
	生ごみ（厨芥類）	一 廃 資 源	燃やすごみ	食料品製造業、医薬品製造業から排出される場合は産廃
	ネット	産 廃	廃プラ	
	布くず（合成繊維）	産 廃	廃プラ	
	粘着テープ （合成繊維製）	産 廃	廃プラ	布・紙製は一廃
	灰 （焼却灰、木灰、石炭灰）	産 廃	燃え殻	
は ほ	廃活性炭	産 廃	燃え殻	
	廃食用油	産 廃	廃油	
	パソコン	産 廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり
	バッテリー	産 廃	廃プラ 金属くず 廃酸	
	発泡スチロール	産 廃	廃プラ	
	ハブラシ	産 廃	廃プラ	
	刃物類	産 廃	金属くず	柄の素材によっては混合物
	パレット（木製）	産 廃	木くず	
	パレット （プラスチック製）	産 廃	廃プラ	
	ハンガー （金属・ビニールコート製）	産 廃	廃プラ 金属くず	
	ハンガー （プラスチック製）	産 廃	廃プラ	
	ビデオテープ	産 廃	廃プラ	
	ビニール袋	産 廃	廃プラ	
	ビニールホース	産 廃	廃プラ	

50音	名称	区分	種類	備考
ま も	フィルム	産 廃	廃プラ	
	ふすま・障子 （化学建材）	産 廃	廃プラ	紙製は、建設業、出版業、新聞業、製本業以外から排出される場合は一廃
	プラスチック製容器包装	産 廃 資 源	廃プラ	
	ペットボトル	産 廃 資 源	廃プラ	
	ベッド （スプリング入り製品）	産 廃	廃プラ 金属くず	
	ヘルメット	産 廃	廃プラ	
	弁当の容器 （プラスチック製）	産 廃	廃プラ	
	ポイントカード （プラスチック製）	産 廃	廃プラ	紙製は一廃（雑がみとして資源化してください）
	ほうき （プラスチック製）	産 廃	廃プラ	竹ぼうきは一廃
	ボールペン	産 廃	廃プラ	
	ホッチキス	産 廃	廃プラ 金属くず	
	保温ポット	産 廃	廃プラ 金属くず	
	ポリ容器	産 廃	廃プラ	
	保冷剤	産 廃	廃プラ	
	マイク	産 廃	廃プラ 金属くず	
	マウス・マウスパット （パソコン用）	産 廃	廃プラ 金属くず	
	巻尺	産 廃	廃プラ 金属くず	
	マグネット	産 廃	廃プラ 金属くず	
や よ	マスク	産 廃	廃プラ	
	マッチ	一 廃	燃やすごみ	
	メディアケース	産 廃	廃プラ	
	木炭	産 廃	燃え殻	
	木製品・木材類	一 廃	木製粗大 （燃やすごみ）	建設業、木材・木製品製造業等から排出される場合は産廃
	モップ	産 廃	廃プラ 金属くず	柄の素材によっては混合物
	やかん	産 廃	金属くず	
	薬品のびん	産 廃	ガラスくず	
	ユニフォーム（制服）	産 廃	廃プラ	
	U S B	産 廃	廃プラ 金属くず	
ら ろ	ライター	産 廃	廃プラ 金属くず 廃油	
	ラミネート加工紙	産 廃	廃プラ	
	冷蔵庫・冷凍庫 （業務用）	産 廃	廃プラ 金属くず	家庭用に製造されているものは家電リサイクル法対象です
	レインコート	産 廃	廃プラ	
	レジスター	産 廃	廃プラ 金属くず	
	レジ袋	産 廃	廃プラ	
	レンガ	産 廃	陶磁器くず	
	ロッカー（スチール製）	産 廃	金属くず	
わ	割り箸	一 廃	燃やすごみ	

ごみに関する お問い合わせ先（電話番号）				ホームページはこちら
産業廃棄物	契約・マニフェスト等に関すること	環境政策課	098-951-3231	 ●那覇市 環境政策課
	収集運搬・処分業者の紹介等に関すること	(一社)沖縄県産業資源循環協会	098-878-9360	
一般廃棄物	処理収集運搬業者、持ち込み等に関すること	環境政策課	098-951-3231	
那覇・南風原クリーンセンターの搬入時間				 ●那覇・南風原クリーンセンター
所在地	〒901-1105 島尻郡南風原町新川 650 番地			
	曜日	午前	午後	
	毎週月曜日～土曜日 ※年始 1 月 1 日～ 3 日は搬入できません	9:00 ～ 11:45	13:00 ～ 16:45	

業者一覧（一般廃棄物処理許可業者／再生処理業者／指定引取所／特定窓口）

① 一般廃棄物（ごみ）収集運搬									
許可番号	許可業者名	電 話	許可番号	許可業者名	電 話	許可番号	許可業者名	電 話	
1	(有)宮國清掃★●	098-876-4884	27	(同)花城グリーン	098-834-4478	58	(有)那覇環境サービス★	098-862-2935	★印は、産業廃棄物収集運搬許可も有しております。 ■印は、特定家庭用機器の収集運搬許可も有しております。 ●印は、草木収集運搬許可も有しております。 ◆印は、再生利用を目的とした食品残渣の収集運搬許可も有しております。
2	(有)丸元清掃★	098-944-8271	28	兼浜 康喜★	090-2715-3782	59	(株)沖縄公衆衛生★●◆	098-857-2703	
3	(株)ゆい清掃★■	098-885-7055	31	(有)三友★●●	098-943-8826	60	(同)ヒロケン★	098-877-0563	
5	祖平 愛也★	098-859-0561	32	伊良波 哲●	098-995-7396	61	(株)やすもと★■●	090-4471-9095	
6	(株)グリーンアップ福★●	098-943-7472	33	(有)那覇相互清掃★●	0120-078-538	62	(株)タイラ産業★■●	098-850-1943	
7	(同)司グリーンサービス	098-862-6020	34	(有)丸友産業★■●	098-853-1028	63	(株)光環境サービス★●	098-945-0986	
8	(有)タイラ衛生社★■●	098-856-4488	35	伊佐 真亜★	098-885-3241	64	福里 清★	098-886-8125	
9	(株)首里グリーンサービス★	098-885-6171	37	上原 民智★	098-885-0142	65	金城 隆幸★	098-879-4051	
10	上原 直美★	098-886-1351	39	(株)令和環境★	098-943-7709	66	(有)都市清掃社★	098-911-0027	
11	上原 正和	098-857-0997	40	(株)大輪産業★	098-886-1874	67	(資)協和★◆	098-889-4268	
17	大城 尋光★	098-873-3511	43	(株)タナハラ★	098-850-7364	68	友平衛生社(有)★●	098-856-0316	
18	瑞慶覧 克明★	098-879-6348	47	(株)沖縄ちゅうコネクト★	098-946-3932				
19	(同)マツバラ★	098-885-6722	49	(株)タイホウエコグリーン★	098-885-8655				
20	(株)栗國清掃★	090-6863-7543	50	(株)共栄環境★	098-888-6509				
21	(株)廣★	098-877-8604	51	(株)カワガミ★	098-878-6888				
22	(株)タマキグリーン★●	0120-78-5380	53	(株)吉浜グリーン開発★●	098-886-1241				
23	城間 美佐江	098-885-9005	54	(同)エコライフ★	098-800-1605				
24	(株)SUNグリーン★●	090-6867-4088	55	(同)ちゅうエコグリーン★■●	098-946-8205				
26	(株)玉城清掃★	098-945-7373	56	吉浜エコサービス(株)★■●	098-850-7556				
② 一般廃棄物（草・木）収集運搬・処分					③ 一般廃棄物（食品残渣）収集運搬・処分				
許可番号	許可業者名	電 話	搬入先	リサイクル内容	許可番号	許可業者名	電 話	搬入先	リサイクル内容
109	(株)グリーンエコサービス	098-840-5600	豊見城市	チップ化	59	(株)沖縄公衆衛生	098-857-2703	糸満市	堆肥化
110	(株)とみしろ建材	098-850-6482	豊見城市	チップ化	112	街グリーン(株)	098-948-7006	糸満市	堆肥化
112	街グリーン(株)	098-948-7006	八重瀬町	チップ化	121	(株)グリーンエイト	098-998-0426	八重瀬町	堆肥化
114	(株)美玉開発	098-889-7143	南風原町	堆肥化・チップ化	122	(資)オキスイ	098-929-3179	沖縄市	飼料化・堆肥化
115	(株)沖縄グリーン工業	098-982-5910	うるま市	堆肥化	126	農業生産法人(有)あらぐさ	098-998-8914	八重瀬町	堆肥化
					128	(有)沖縄化製工業	098-945-6516	南城市	飼料化
					129	(有)東産業 ※収集運搬のみ	098-998-4807	南城市	飼料化
④ 再生処理(古紙類・金属類・びん類・廃油／家電リサイクル対象品／消火器)									
No.	許可業者名	電 話	搬入先	取扱品目	分別・リサイクルを お願いします！		おすすめコンテンツ		
①	(資)協和	098-889-4268	南風原町	古紙、アルミ、ペットボトル					
②	(株)ぶじ産業	098-889-3722	南風原町	古紙、機密書類(シュレッダー車有)、アルミ、発泡スチロール					
③	(有)沖縄紙業	098-877-8189	浦添市	古紙、アルミ、ペットボトル、古着					
④	(株)拓琉金属	098-876-3548 098-987-4394	浦添市 豊見城市	アルミ缶、鉄くず、ステンレス、銅線類、廃車					
⑤	昭和製紙(株)	098-973-4125	うるま市	古紙、模造紙、機密書類(溶解処理)					
⑥	(株)國吉商店	098-840-9244	糸満市	古紙、機密書類(シュレッダー処理)、アルミ、鉄くず、非鉄金属					
⑦	拓南商事(株)	098-934-8010	うるま市	家電リサイクル対象品【指定引取所】、鉄くず、非鉄金属					
⑧	(株)オカノ	098-867-1626	那覇市	消火器※国内製造					
⑨	街グリーン(株)	098-948-7006	南城市	ガラスびん、ペットボトル、缶					
⑩	(株)沖縄グリーン工業	098-835-8122	西原町	ガラスびん、ペットボトル、缶(混合受入れのみ)					
⑪	(有)グリーンアイランド	098-923-3348	うるま市赤野	ガラスびん 【日本山村硝子(株)・沖縄地区協力工場】					
⑫	(株)バロン沖縄	098-840-7878	八重瀬町	ガラスびん					
⑬	(有)大幸産業	098-937-0778	沖縄市	廃食油					
⑭	沖縄県油脂事業協同組合	098-992-6444	糸満市	廃食油					
⑮	沖縄西濃運輸株式会社 豊見城物流センター	098-970-4362	豊見城市	家電リサイクル対象品【指定引取所】					

事業系ごみに関する Q & A

Q.1 どうして事業系ごみは市で収集しないの？

A.1 事業系ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理する義務があるためです。

Q.2 ごみを自己処理（自分で焼却する等）してもいいの？

A.2 庭や路上でドラム缶などを利用して焼却することは、禁止されています。※法第16条の2（焼却禁止）
焼却には、法が定める基準に適合した焼却設備が必要です。

Q.3 許可業者と契約するには、どうしたらいい？

A.3 ごみの種類や量に応じて条件の合う許可業者を選び、個別に契約してください。
※お問い合わせ先、業者一覧（P13）をご参照ください。

Q.4 事業系ごみを家庭の集積所に出したらどうなるの？

A.4 不法投棄（法第16条違反）となり、罰則（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科、法人の場合は3億円以下の罰金）の対象となります。

Q.5 事業所と住宅が同一の建物にある場合、ごみはどのように出したらよいですか？

A.5 事業系ごみと家庭のごみは分別や処理の方法が異なります。ごみを置く場所を明確に分けて、それぞれの分別区分に従って排出するようお願いいたします。詳しくは、市へお問い合わせください。

Q.6 事業所で働く人が昼食時に買った弁当のプラ容器や仕事の合間に飲んだジュースの空き缶等を事業所から排出する場合は、どのように処理するの？

A.6 一般廃棄物として市の処理施設に受入れることができます。ただし、市の受入基準に適合していることが受入条件となります。

事業所から排出される缶類及びびん類の 取り扱いの変更について

市は、令和2年4月1日より事業所等から排出される缶類、びん類、ペットボトルを産業廃棄物として適正に処理されるように指導を強化しました。なお、同日より事業所等から排出される缶類及びびん類を再生利用される場合に限り、次のとおり取り扱いますので、お知らせします。

- ・再生利用される缶類、びん類を取り扱うものは、産業廃棄物処理業及び一般廃棄物処理業に係る許可を必要としません。

（取扱い注意）

この特例は再生利用される場合に限られたものです。

取り扱った業者が再生利用しなかった場合は、次のとおり法律違反となる可能性がありますので、排出事業者の責任のもと、取扱業者の選択及び再生利用されていることの確認をお願いします。

※再生利用されなかった場合

排出事業者→委託基準違反 取り扱った業者→無許可営業

- ・再生利用される缶類、びん類はマニフェストの交付の義務を負いません。

缶類、びん類を産業廃棄物として処理する場合、マニフェストの交付が必要になりますが、再生利用される場合に限り、排出事業者でマニフェストを交付するか判断してください。ただし、当該廃棄物を取り扱う再生処理の業者によっては、会社の規則等によりマニフェストの交付がないと受け入れない業者もありますので、ご注意ください。

なお、再生利用される場合でも、産業廃棄物（処分・収集運搬）委託契約書は必要です。

発行 2024年6月
那覇市環境部 環境政策課

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 7階
TEL：098-951-3231 FAX：098-951-3230